

## 第36回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成22年9月21日(火)10:00

議事堂601特別委員会室

### 1 子どもを虐待から守る条例（平成16年三重県条例第39号）につい

て

（1）子どもを虐待から守るための決議案の発議について

（2）その他

### 2 その他

#### 添付資料

第35回検討会 資料2 子どもを虐待から守るための決議案（座長案）・・・前回配布済

資料1 子どもを虐待から守るための決議案（新政みえ修正案）

資料2 今後のスケジュールの見通しについて

## 子どもを虐待から守るための決議案（座長案）

平成 12 年の児童虐待の防止等に関する法律の成立や平成 16 年及び平成 20 年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正、さらに本県においては、平成 16 年の子どもを虐待から守る条例の成立などを契機として、県及び各市町における体制の整備や取組の充実、県と市町のみならず民間の団体も含めた連携など、子どもを虐待から守るための取組に一定の前進がみられるものの、悲惨な事件は後を絶たない。

子どもに対する虐待が発生する背景としては、都市化に伴う核家族化や景気の悪化による家族の経済的困窮、家庭内外における人間関係の希薄化、育児の孤立化など社会的及び経済的要因も指摘されるところである。これらは現代の家族の在り方や地域社会の在り方とも密接に関係する問題であり、子どもに対する虐待の根本的解決のため、世代間の暴力の連鎖を断ち切るとともに、次世代を担う子どもを、社会全体としてどのように育成していくかという観点に立った幅広い検討が求められるところである。

同時に、子どもに対する虐待が子どもの人権を侵害する行為であることを深く認識し、子どもが人権の享有主体として尊重され、その心身の健全な成長が図られるような社会環境の実現を目指しつつ、虐待のあらゆる段階でその防止に向けた取組を推進することは、急務である。

よって、本県議会は、次代の社会を担う子どもが心身共に健全に発達するための社会環境の整備は、未来への投資であるとの認識の下に、県は、県民、民間の団体及び市町と一体となって子どもを虐待から守るための取組を強化し、その施策の財政面及び人的面において万全の措置を講ずるべきと決意するとともに、特に以下の事項について強調するものである。

## 記

- 一 子どもに対する虐待については、その未然防止のための取組が極めて効果的かつ重要である。

児童福祉法に基づいて、主に市町がこの役割を担っていることから、市町におけるこの機能の充実が望まれるとともに、県は、市町に対して、専門的な知識又は技術を生かした支援を一層充実して行うべきである。

- 二 子どもを虐待から守る条例第 21 条の規定に基づく子どもを虐待から守る家をはじめとして、子どもを虐待から守るための取組は、県民に一定程度理解及び協力いただいているところである。

しかし、潜在している虐待から子どもを守るためには、子どもの住む地域の協力が不可欠であることから、さらに多くの県民に協力いただくよう一層の啓発が求められる。また、NPOなど子どもを虐待から守るための取組を行う民間の団体とも必要に応じて連携し、又は協働することが求められる。

- 三 子どもに対する虐待への対応に当たっては、当該子どもの生活の歴史を踏まえつつ当該子どもに即したケアを行うとともに、当該子どもを虐待する保護者等に対して適切な指導を行うことにより、再発の防止を図る必要がある。

これらの対応を担う人材について、市町の職員等を対象とする研修の充実とともに、県の職員の専門性の一層の向上が求められる。

以上、決議する。

平成 年 月 日

三重県議会

## 子どもを虐待から守るための決議（案）

児童相談所への虐待に関する相談件数が年々増加の一途をたどっている等、子どもの虐待に関する問題が深刻化しており、虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び虐待をうけた子どもの適切な保護を行うことは喫緊の課題となっている。

子どもに対する虐待が発生する背景としては、家庭内外における人間関係の希薄化、育児の孤立化、景気の悪化による家族の経済的困窮など社会的及び経済的要因も指摘されるところである。

子どもに対する虐待の根本的解決のためには、子育てを社会全体でどのように支援していくかという観点に立った幅広い検討が求められるところである。

同時に、子どもに対する虐待が子どもの人権を侵害する行為であることを深く認識し、子どもが権利の主体として尊重され、その心身の健全な成長が図られるような社会環境の実現をめざしつつ、虐待防止にむけたあらゆる取り組みを推進することは、急務である。

よって、県は、市町と一体となって、県民とともに子どもを虐待から守るため、以下の点について取り組みを強化し、その施策の財政面及び人的面において万全の措置を講ずるべきである。

1. 県は、市町と協働し、子ども虐待の未然防止、早期発見及び早期対応、保護及び支援のための施策又は事業を充実すること。
2. 県は、市町と協働し、保健、医療、福祉、教育、警察など各分野との連携・協力体制を強化すること。
3. 県は、県、市町又は関係機関等において、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある職員の人材養成を充実すること。

以上、決議する。

平成22年10月18日

三重県議会

1. 未然防止について

- (1) 「乳幼児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」の実施状況・課題などを把握し、市町への支援に取り組むこと。(条例第11条に関連)
- (2) 未然防止におけるNPO等との協働について調査・研究し、県・市町・NPO等との協働の取り組みを推進すること。(条例第11条に関連)
- (3) 子育て相談、子育て支援事業を拡充し、地域の子育て支援拠点づくりを推進すること。

2. 保護及び支援について

- (1) 県と市町が協働で、被虐待児の将来につながるケアプランを個別に作成し、実行・管理していくシステムをつくること。(条例第7条及び第16条に関連)  
(虐待を行った保護者への指導・支援及び家族再生プログラムも同様)
- (2) 児童養護施設、児童自立支援施設などに入所している被虐待児の権利擁護を推進し、ケアや成長支援のための環境整備の充実にとりくむこと。(平成20年児童福祉法改正に関連)
- (3) 児童養護施設、児童自立支援施設などの施設整備の拡充を図ること。(平成20年児童福祉法改正に関連)

3. 子どもを虐待から守るため、県の各関係機関等と情報を共有化し、連携を強化すること。(条例第18条に関連)

4. 「子どもを虐待から守る家」の周知、また、協力者への情報提供や研修機会の拡充に取り組むこと。(条例第21条に関連)

5. 人材の確保と養成について(条例第25条に関連)

- (1) 専門職員を確保し、人材養成のあり方について検討すること。
- (2) 市町、学校、警察など、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある機関の職員の研修を充実すること。

6. 子どもを虐待から守るための調査及び研究を推進し、子ども虐待防止対策の充実をはかること。(条例第26条に関連)

## 議員提出条例に係る検証検討会

## 子どもを虐待から守る条例（平成 16 年三重県条例第 39 号）の検証 今後のスケジュール見通し

H22. 9. 21 時点

## &lt;児童虐待に関する現状、関係する法制度、求められる対応等について調査&gt;

- 第 31 回 (H22. 3. 24) (・ 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の検証について総括)
- ・ 当該条例第 28 条に基づく年次報告をもとに、本県における現状等について、執行部説明聴取
- 第 32 回 (H22. 4. 7) ・ 児童虐待を巡る現状や、その防止及び予防のための取組などについて調査 (参考人：柏女霊峰)
- 第 33 回 (H22. 5. 11) ・ 市町における児童虐待への対応について調査 (参考人：亀山市及び明和町)
- 議員提出条例に係る検証検討のための勉強会 (H22. 5. 11)
- ・ 国の議員立法による児童虐待への対策等について勉強 (講師：池坊衆院議員、小宮山衆院議員、馳衆院議員)
- 第 34 回 (H22. 6. 29) ・ 県における児童虐待への対応の現場について調査 (参考人：中勢及び伊賀児童相談所長)

## &lt;当該条例の検証結果の方向性について協議&gt;

- 委員協議 (H22. 7. 14) ・ 検討会における当該条例の検証のまとめ (座長案) の提示、条例改正に向けた委員意見表明
- 委員協議 (H22. 8. 12) ・ 条例改正に向けた委員意見に関する論点 2 点について協議
- 委員協議 (H22. 9. 3) ・ 条例改正に向けた委員意見に関する論点 2 点について協議

## &lt;当該条例の検証結果について討議及び採決&gt;

- 第 35 回 (H22. 9. 6) ・ 条例改正の是非について討議 (各委員意見表明) 及び採決 → 条例は改正せず、決議案を発議することとする
- ・ 当検討会における子どもを虐待から守る条例についての考え方 (座長案) の提示
  - ・ 子どもを虐待から守るための決議案 (座長案) の提示

各会派の意見集約 締切：H22. 9. 15 (水) 16:00  
座長及び副座長において、決議案 (案) の調整

以下は、H22. 9. 21 時点での見通し

第 36 回 (H22. 9. 21) 子どもを虐待から守るための決議案 (案) について討議

第 37 回 (H22. 9. 27) 子どもを虐待から守るための決議案 (案) について討議及び採決

※ 以下は、健康福祉病院常任委員長からの出席要求への対応

H22. 10. 4 健康福祉病院常任委員会において、子どもを虐待から守るための決議案 (案) について説明

H22. 10. 4~7 子どもを虐待から守るための決議案の発議

H22. 10. 13 全員協議会において、本条例の検証の結果 (子どもを虐待から守るための決議案の発議に関することを含む。) について説明

H22. 10. 15 議会運営委員会に上程

※ 必要に応じて代表者会議で説明

H22. 10. 18 本会議で採決

※ 場合によっては賛成又は反対討論あり

執行部に対する申入れについて協議